自動車型式指定規則等の一部を改正する省令

（自動車型式指定規則の一部改正）

第一条　自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第三条　（略）	**第三条**　（略）
2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあつては、第四号から第十号までに掲げる書面を除く。）を添付しなければならない。	2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあつては、第四号から第十号までを除く。）を添付しなければならない。
一～九　（略）	一～九　（略）
十　次に掲げる処分を受け、かつ、当該処分を受けた日以後初めて指定の申請をする者にあつては、当該処分に関する不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面	十　次に掲げる処分を受け、かつ、当該処分を受けた日以後初めて指定の申請をする者にあつては、当該処分に関する不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面
イ　法第七十五条第七項の規定による命令又は指定を受けた自動車（以下「指定自動車」という。）の型式についての指定の効力の停止	イ　法第七十五条第七項の規定による指定を受けた自動車（以下「指定自動車」という。）の型式についての指定の効力の停止
ロ　（略）	ロ　（略）
ハ　法第七十五条の二第四項の規定による命令又は指定特定共通構造部の型式についての指定の効力の停止	ハ　法第七十五条の二第四項の規定による指定特定共通構造部の型式についての指定の効力の停止
ニ　（略）	ニ　（略）
ホ　法第七十五条の三第五項の規定による命令又は指定特定装置の型式についての指定の効力の停止	ホ　法第七十五条の三第五項の規定による指定特定装置の型式についての指定の効力の停止
ヘ　（略）	ヘ　（略）
3・4　（略）	3・4　（略）
第三条の二　（略）	**第三条の二**　（略）
2　国土交通大臣は、指定を受けた者に対し、前項の規定による申請に係る指定に関し必要があると認めるときは、第一号様式の二による申請書及びその写しに前条第二項に規定する書面（申請書にあっては同項第十号を、申請書の写しにあっては同項第四号から第十号までに掲げる書面をそれぞれ除く。）の全部又は一部を添付することを求めることができる。	（新設）
3　機構は、指定を受けた者に対し、第一項の規定による申請に係る指定に関し必要があると認めるときは、当該申請に係る自動車の提示を求めることができる。	2　機構は、指定を受けた者に対し、前項の規定による申請に係る指定に関し必要があると認めるときは、当該申請に係る自動車の提示を求めることができる。

第二条　自動車型式指定規則の一部を次のように改正する。

次の表により、前条の規定による改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、前条の規定による改正後欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、前条の規定による改正後欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で前条の規定による改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	前条の規定による改正後
第三条　（略）	**第三条**　（略）
2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあつては、第四号から第十一号までを除く。）を添付しなければならない。	2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあつては、第四号から第十号までを除く。）を添付しなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）